

令和4年度部活動規定

いちき串木野市立串木野中学校

1 目的

- (1) 生徒の希望によって部を編成し、自主的・自治的活動により生徒一人一人の興味や特技を伸ばすことにより、全人的人間形成を図る。
- (2) スポーツのルールを守り、周囲に気配りができ、集団の規律を尊び、部活動で学んだことを日常生活で実践できるようにする。

2 部活動の設置

- (1) 部活動の顧問は、串木野中学校に勤務する職員であることとする。
- (2) 部の設置にあたっては、生徒の希望だけでなく、学校の施設や顧問教師の有無を勘案して設置する。顧問教師のいない部は認めない。

3 部の種類

バレーボール（女） バasketボール（男女） サッカー（男）
ソフトテニス（男女） 剣道（男女） 弓道（男女） 卓球（男女）
吹奏楽（男女）

4 所属期間について

- (1) 4月の発足時から翌年3月までとする。
- (2) 年度が変わるごとに入部届を顧問に提出する。
- (3) 年度途中の転退部は原則として認めない。ただし、1年生は4月いっぱい転退部を認める。
※ 途中転部に関しては、該当部活動顧問同士で十分話し合い、妥当と考えられる場合は認めることもある。
- (4) 3年生は、原則として夏の中体連大会までを活動の期間とする。一部は2学期の大会終了までとする。
- (5) 卒業後は、原則として部活動には参加しない。

5 練習について

部顧問と主将で話し合っ活動計画を作り、それに基づいて規則正しく継続して活動する。

- (1) 学校、学級等の教育活動を優先する。
- (2) 学力の向上を図ることは最も大切なことであり、勉強とスポーツの両立ができるよう、学級担任、教科担任、保護者と連携を図り、指導の徹底を期す。
- (3) 休日に地域行事がある場合は地域行事を優先し、参加させることを原則とする。ただし、大会等がある場合はこの限りではない。
- (4) 原則として、顧問不在時は練習をしない。
- (5) 早朝・昼練習は後援会の理解をもらい、職員会議で申請して実施する。
- (6) テスト期間中（最終日除く）及び中間テスト3日前、期末テストの5日前の練習は中止する。
- (7) テスト休み期間中の大会には参加しない。ただし、夏の中体連大会と県レベルの大会の場合に限り、職員会議で協議し参加の有無を決定する。
- (8) テストによる練習中止期間、又はテスト直後に試合がある場合は、練習中止期間に1時間程度の練習を認める。
※ 冬の県大会1週間前に限り、保護者送迎のもと30分程度の延長を認める

※ 職員会議で練習時間の申請をして承認を得る。

※ 練習に参加できるのはエントリーされた者のみ（マネージャー含む）

(9) 平日に1日（原則水曜日）、および土日の練習のどちらかを休みにする。土日に大会等がある場合は必ず週1日の休養日を設けることとする。

※ 平日の休養日については、必要に応じて検討する。その際、全ての部活動で同日とする。

※ 練習時間は平日2時間、土日3時間程度とする。

6 完全下校時刻（校門を通過する時刻）

4月	18：20下校	11月	17：30下校
5月	18：40下校	12月	17：30下校
6月	18：40下校	1月	17：30下校
7月	18：40下校	2月	18：00下校
9月	18：20下校	3月	18：00下校
10月	18：00下校※		

※ 地区新人大会までは18：20までとする。

7 生徒指導上問題行動があった場合の対応について

生徒指導上問題行動があった場合、「部活動指導規定」に基づき対応する。ただし、最終判断は校長が決定する。

- ・ 校則に違反した場合。
- ・ 生活面で著しく問題行動を起こした場合。（反社会的行動など）

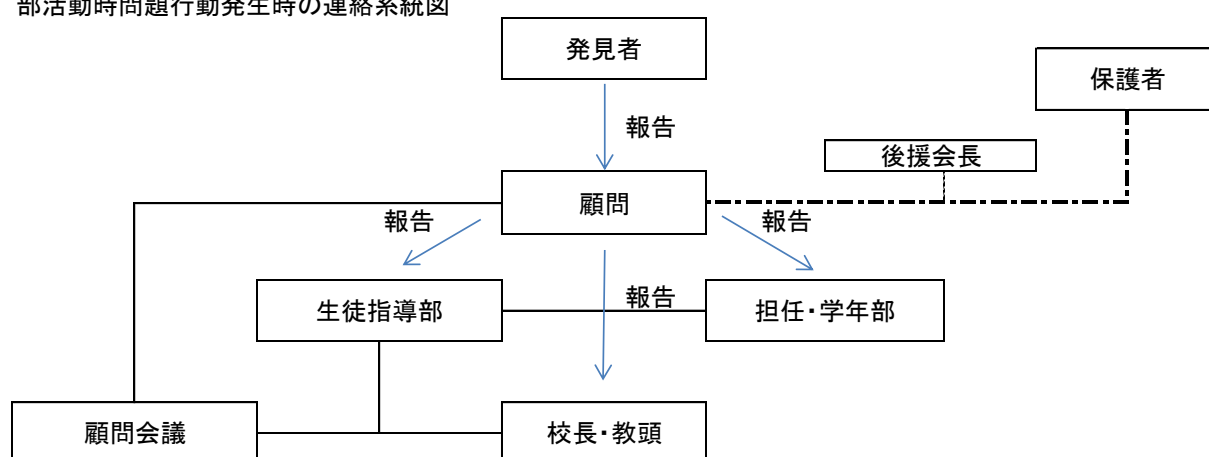
(1) 生徒指導上の問題行動があった場合は、顧問会で審議し、指導規定に基づいて対応する。

(2) 生徒指導上の問題行動があった場合は、即後援会を開いて、部としての対応を保護者に周知する。

※ 年度当初の後援会で、学校・顧問としての方針を周知徹底する。

(3) 停止期間については、当該生徒及び主将、副主将などの反省や目標をはっきりさせ、ただ消化していくのではなく、次のステップに向上できるように指導する。

部活動時問題行動発生時の連絡系統図



8 保護者後援会について

原則として各部ごとに保護者後援会を組織し、当該生徒の保護者は会員となり次のことを話し合い、部活動を支援する。

[部活動規定（指導規定）・練習試合・部費・大会出場回数の確認・保護者後援会の組織や活動]

9 経費について

用具は個人負担と部費によるものとする。

10 廃部について

現在活動している部活動について、新チームスタート時に、1・2学年の総部員数が大会参加最低人数に満たさない場合でも、練習や大会出場、県中体連複数校合同チーム編成規定に基づき、合同チームの結成を認める。ただし、1・2年生の総部員数が0人になった場合は、いかなる理由がある場合でも、廃部とする。

11 その他

- (1) 日本スポーツ振興センター給付金の運用については、学校管理下における場合は適用できる。その他の場合はスポーツ傷害保険に加入していることが望ましい。
- (2) 部活動（登下校含む）の服装はユニフォーム（部で統一したもの）、体育服またはTシャツ（白のワンポイントまで可）とする。
- (3) 「部室使用規定」をきちんと守る。守れない場合その部活は練習停止もあり得る。
- (4) 自転車利用については、本校で部活動を行う場合は利用禁止である。練習試合などで駅集合や市内の中学校までは利用可である。
- (5) 何らかの理由で退部する場合は、顧問から退部届けをもらい、必要な箇所を記入して顧問に提出し承認を受ける。
- (6) 休日等で弁当を食べる場合は顧問の指示に従い指定された場所で飲食する。ただし、校外に出て購入することは認めない。（パン・ジュースを買いに行くなど）また、午前中授業で弁当持参して部活動する場合はその都度場所を指定する。 ※ 部室で昼食をとらない。